

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
対人地雷禁止条約拠出金	
2 拠出先の名称	
ジュネーブ人道的地雷除去国際センター (Geneva International Centre for Humanitarian Demining: GICHD)	
3 拠出先の概要	
2001 年9月、ジュネーブ人道的地雷除去国際センター (Geneva International Centre for Humanitarian Demining: GICHD) がホストする形で、対人地雷禁止条約履行支援ユニット (Implementation Support Unit: ISU) が設立された。ISU は、対人地雷の廃絶を目指して作成された対人地雷禁止条約の事務局機能を担い、同条約の締約国が条約上の義務を履行するための直接的、間接的な支援を提供することを目的としている。2021 年4月時点での本条約の加盟国・地域数は 164。	
4 (1) 本件拠出の概要	
対人地雷禁止条約は、対人地雷の使用・開発・生産・取得・貯蔵・保有・移譲等を全面的に禁止するほか、貯蔵されている対人地雷の廃棄、地雷敷設地域における対人地雷の廃棄等を締約国に義務付け、また被害者支援を含む国際的な協力及び援助を規定することで、対人地雷によって引き起こされる苦痛及び犠牲を終止させることを目的とした条約である。ISU は、締約国がこれらの義務を履行し条約が適切に運営されるための様々な条約履行促進関連業務を担う。 日本を含む締約国等からの拠出金は対人地雷禁止条約の年次会合の決定に基づき ISU の活動経費に充てられており、本件拠出金は、ISU の人件費、旅費等に充てられる。ISU への支援を通じ、条約の効果的な運営を確保し、対人地雷のない世界の実現に向けた締約国を中心とする国際社会の取組の促進を図る。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 2,802 千円	
2020 年における各国拠出総額 (607,374 スイスフラン) に対する拠出率は 4.2%。日本政府拠出順位は7位。	
令和3年度当初予算額 2,735 千円	
2021 年の ISU 予算全額 (713,568 スイスフラン) に対する拠出率は 3.4%。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部 通常兵器室、軍縮会議日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組」、「測定指標9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組」の下に設定された中期目標「通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表(https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 193～195 ページ参照)
1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。)
日本は、日本の安全保障及び国際社会の平和と安定のために、軍縮・不拡散への取組を重視している。中でも対人地雷については、1999 年の対人地雷禁止条約発効以前からその人道的・経済的な影響を懸念し、対人地雷の規制に積極的に関わってきた。2019 年 11 月に開催された対人地雷禁止条約第4回検討会議には、日本からは尾身外務大臣政務官が出席し、尾身外務大臣政務官によるステートメント、日本の支援に関するスピーチ及びサイドイベントの開催等により、主要地雷対策支援国としての貢献を広くアピールしたところ、日本の地雷対策支援については複数の裨益国及び国際機関等から高い評価と謝辞が表明された。また、2020 年 11 月にオンライン形式で開催された第 18 回締約国会議には、小笠原軍縮代大使が出席し、日本の貢献をアピールした。また、同会議から日本は同条約の協力と支援強化委員会委員に就任した。 ISU は対人地雷禁止条約の運営に不可欠の役割を果たしている。そのため、本件拠出は、対人地雷問題の解決に重要な役割を担う同条約の効果的な運用の確保につながり、軍縮・不拡散の促進に資するものである。また、ISU は締約国の求めに応じて条約関連業務を行っている。 日本が ISU を支えることは、地雷問題に真剣に取り組んでいる姿勢を国際社会に示すことにも繋がる。2021 年2月にオンライン形式で開催された第6回プレッジング会合に対しては鷲尾外務副大臣がビデオ・メッセージを発出し、日本の対人地雷問題への取組を紹介するとともに、令和3年度予算として日本から ISU に任意拠出する旨を表明した。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
対人地雷禁止条約の関連会合は、すべての締約国、オブザーバーである非締約国、国際機関、NGO を含む市民社会が参加する全体会合の形式を基本としており、意思決定は締約国のコンセンサスが原則である。発言権は基本的に出席するすべての代表団に与えられており、締約国の合意が形成されれば、日本の意見を会議の決定事項として反映させることが可能である。本件拠出に関連する年次予算案、財政モデル、事務局長人事を始めとする ISU の運営やマンデートに関連する事項の決定も、締約国会議又は検討会議に委ねられている。日本は締約国として、全ての関連会合に参加し、同 ISU 関連の事項も含め、締約国会議又は検討会議での意思決定プロセスに参加している。 ISU のマンデートや所掌業務については、締約国会議及び検討会議で議論・決定されることから、日本も会議に出席の上、条約の履行や運用に関する議論に積極的に参加している。また、会議の場以外でも、日本が重視している普遍化促進の取組や、その他条約の履行や運営に関する取組について、非公式の意見交換を個別に行っている。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性
日本の NGO もメンバーとなっている地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)は毎年会合に参加しており、直近の第 18 回締約国会議(2020 年 11 月)でも各議題においてステートメントを発表するなど積極的に参加している。なお、市民

団体は、規定された手続を経れば会議期間中にサイドイベントを開催することも可能であり、組織の取組を紹介するなど、アピールすることもできる。

1-5 1-1(1) 外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

日本は対人地雷・不発弾対策支援における世界のトップドナーの一つであり、対人地雷のない世界の実現に向けた取組を推進している。本件提出を通じて、対人地雷禁止条約の事務局たるISUの機能を強化し、その取組を支援することは、同条約の効果的な履行に結びついており、日本の掲げる対人地雷対策の推進に相応の貢献をしていると評価することができる。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア提出分のみ】提出先の戦略目標

対人地雷禁止条約自体は、直近の検討会議である第4回検討会議(2019 年)で採択された成果文書である「オスロ行動計画」が次回の第5回検討会議(2024 年開催予定)までの活動指針となっている。「オスロ行動計画」には、貯蔵地雷廃棄、埋設地雷除去、被害者支援等の分野において締約国が取り組むべき今後5年間の具体的行動が記載されている。締約国は「オスロ行動計画」に従って条約の履行に取り組み、毎年開催される締約国会議で取組状況を評価することになっている。

また、第4回検討会議では、締約国のコミットメント(取組の誓約)を謳う政治宣言である「オスロ宣言」も採択された。この「オスロ宣言」は、条約締約国だけでなく、地雷分野に関わる国際機関や NGO にとっての活動指針となっている。

対人地雷禁止条約の目的は、「持続可能な開発(SDGs)のための 2030 アジェンダ」と深く関わっており、埋設地雷の除去による土地の開放は、目標1(貧困)、2(飢餓)、3(保健)、4(教育)、5(ジェンダー)、6(水・衛生)、11(都市)、16(平和・公正)と、被害者支援は目標1、3、4、5、8(成長・雇用)、9(イノベーション)、10(不平等の是正)、16と、国際協力案件として実施される危険回避教育は目標1、2、3、4、5、6、11、16の実現に直接的に貢献するものであり、また、貯蔵地雷の廃棄は目標16の実現に貢献している。条約の履行を支援するISUの活動も、これらの目標に貢献するものとなっている。

2-1 (2) 【コア提出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための提出先の取組及びその成果

条約事務局として、検討会議(準備会合含む)、締約国会議、政府専門家会合を開催する。ISU は、対人地雷禁止条約の締約国会議、検討会議での議論やその他の活動について、公式ホームページを通じて積極的に対外発信を行っている。会議の作業文書だけでなく、各国のステートメント(声明)や、条約上の規定に基づき提出する報告書が閲覧でき、また各締約国別に履行状況を示すページが設けられており、会議概要や条約の進捗状況に関する詳しい情報を得ることができる。

対人地雷禁止条約は、地雷対策分野に携わる他の国際機関(国連地雷対策サービス部(UNMAS)、国連開発計画(UNDP)、国連児童基金(UNICEF)、赤十字国際委員会(ICRC)、GICHD 等)のほか、対人地雷禁止条約の交渉過程(オタワ・プロセス)を主導した地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)等の国際 NGO、NPO を含む市民団体に対しても、関連会議にオブザーバーとして参加することを認めており、同会議は条約の進捗や締約国や国際社会の取組に関する幅広い情報共有の場となっている。ISU は、これらの機関の代表者が対人地雷禁止条約の関連会議に参加できるよう、ロジスティックな支援を提供している。

ISU は、ホスト協定を結んでいる GICHD とは、条約の効率的な運用や、ISU の体制に関する情報共有や意見交換を日常的に行っている。

特定の通常兵器の使用を禁止又は制限するという目的を同じくした、特定通常兵器使用禁止制限条約(1983 年発効)の ISU 及びクラスター弾に関する条約(2010 年発効)の ISU とは、効率的な条約運営のための知見の情報交

換や、費用対効果の向上のために連携しており、シナジー（相乗）効果を追求している。2017 年には、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約それぞれの締約国会議で、関連条約間の ISU の連携に関する議論が行われ、ISU 間の協力関係の強化について言及された。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2-3 評価基準2関連の日本側の取組（その結果としての拠出先の対応を含む）

日本は世界における対人地雷対策の取組を推進していく考えであり、かかる方向性の下、毎年開催される対人地雷禁止条約締約国会議・検討会議に出席し、対人地雷対策に係る国際的な議論に積極的に参加している。2020 年 11 月に開催された第 18 回締約国会議においては、日本は、対人地雷対策における各国間の協力関係を推進することを目的とした、条約における主要委員会の一つである「協力と支援強化委員会」の委員に就任し、ビューローメンバーとして、定期的に行われる会合に出席し、協力の促進に向けた議論を推進している。

また、毎年、世界各地において開発協力援助の枠組みで対人地雷対策案件の支援を行っており、令和2年度においては、計 21 か国・地域において、総額約 42.8 億円の支援を行った。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領（先方公表）年月	2020 年6月（日本の 2019 年度拠出分） 2019 年4月（日本の 2018 年度拠出分）
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
（参考）次回報告書の受領予定時期等	2021 年6月頃（日本の 2020 年度拠出分）
3-1 (4) 決算報告書（及び外部監査報告書）等の要点	

ISU が当該年の活動目標、実際に行った活動及び費用等を纏めた決算報告書を作成。スイスの監査会社である MAZARS が監査を実施し、決算報告書の内容はスイスの法律を遵守していると結論。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。）（コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。）

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況（改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等）

2001 年に発足して以来、ISU の財源は各国からの任意拠出金であったが、2014 年に 18 万スイスフランの赤字が発生して閉鎖の危機に見舞われたことから、2015 年に議長国（ベルギー）の下に、ISU の財政モデルに持続性と予測可能性を持たせるための検討を行う作業部会が発足し、非公式会合やオープン・エンド会合を開催し、検討が重ねられた。その結果、議長から新たな財政モデル案が提案され、第 14 回締約国会議（2015 年）において同案が締約国のコンセンサスで採択された。

同会議で決定された財政モデル案は、ISU の予算項目を①ISU によって義務的に実施される必要のある、会議開催支援及び締約国が義務を履行するための助言と技術的支援の提供、関連国際機関・NGO 等との連携・調整、文書管理・情報共有・条約の進捗状況等の広報といったコア支援業務（core support）のための予算、②コア支援業務予算が不足する際に補填する準備金（financial security buffer）、並びに③ISU のコア業務に影響しないこと等を条件として実施するマプト行動計画（2014 年第3回検討会議成果文書）に基づいた被害者支援実施のための助言及び技術的支援の提供といった強化業務（enhanced support）のための予算に3分類し、優先順位を設けることで、財政状況の予測可能性を確保している。

また、同会議では、ISU に対する資金拠出のプレッジ(事前通報)を行うプレッジング会合の開催が決定された。同プレッジング会合は毎年1回開催され、現在に至るまで6回開催されている。 これらの措置を通して、ISU の財政モデルに持続性と予測可能性を持たせている。本決定後、ISU 財政は健全化し、ISU はその任務を遂行している。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組 日本は、毎年の締約国会議・検討会議において、ISU の財政規律及び予算効率化の観点から積極的に議論に参加している。また、ISU に対する資金拠出のプレッジを行うプレッジング会合にはこれまで毎回参加してきており、ISU のマネジメント強化に向けた取組を支援している。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
—	—	—	—	—	—	2.6
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
—	—	—	—	—	—	2.6
備考	定員は 2.6 人であり、事務局長を含む2名のフルタイム勤務職員に加え、パートタイム勤務の職員を「0.6 名」とカウントしている。(定員数が少ないのは、ISU の活動経費が締約国からの任意拠出金で賄われているところ、締約国の負担を減少させるために可能な限り小規模とし、効率的な組織であることを重視した結果である。)					
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
—	—	—	—	—	—	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
—	—	—	—	—	—	
備考	ISU は、非常に小規模の組織であることから、幹部(D1 相当以上)のポストが存在しない。					
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本件拠出金を活動経費としている ISU は、全職員数が少なく(全職員 2.6、日本人 0)、かつ、日本人職員増強のてこに馴染まないため。						